

吹田市自転車利用環境整備計画会議設置要領

(目的)

第1条 吹田市自転車利用環境整備計画（以下「整備計画」という。）の円滑な推進を図るため、必要な意見又は助言を聴取することを目的に、吹田市自転車利用環境整備計画会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 会議において意見等を聴取する事項は次のとおりとする。

- (1) 整備計画に関する事項
- (2) 吹田市における自転車の施策に関する事項
- (3) その他会議が必要と認める事項

(委員等の構成)

第3条 会議の委員は13人以内をもって構成する。

2 会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係公共交通機関の職員
- (6) 本市関係部署職員

3 委員の任期は1年以内とする。

4 会議の専門性及び公平性を向上させるため、アドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員の報償は無償とする。ただし第3条第2項第1号から第3号までの委員の報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、土木部総務交通室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の構成及び運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則 平成 28年 7月 14日制定

この要領は、平成 28年 7月 14日から施行する。

附 則 令和 3年 6月 7日改正

この要領は、令和 3年 6月 7日から施行する。